

◆事例◆ Q & A

【ごみ・環境】 問い合わせ 環境処理センター ☎22-2155/FAX32-6247
 Q 不要になったビデオテープはどのように処理したらいいのでしょうか。
 A ビデオテープは、「燃やすごみ」として出してください。
 Q マンションに住んでいますが、当マンションには防鳥ネットがないため、燃えるごみの収集日にカラスがたかり、付近の迷惑になっています。市で支給していただけるのでしょうか。
 A 市から防鳥ネットの支給はしていません。マンションの管理組合等で購入してください。

【原付自転車】 問い合わせ 課税課管理担当 ☎38-2015/FAX25-1037
 Q 芦屋市へ引越する予定ですが、原付自転車を持っています。原付自転車に乗って引越し先へ移動するので、こちらで廃車手続きをすればいいのでしょうか。
 A 次の①～④の条件を全て満たしていれば、他市で登録した原付自転車を本市で廃車・登録ができます。
 ①登録自転車(125cc以下)の所有者・名義人は本人である。②登録票、または登録証がある。③他市のナンバープレートをはずし、窓口を持参する。④本人が認印を持参して、廃車・登録の手続きをする。
 ※上記の条件を満たさない場合は、手続きが異なってきますので、上記担当課へお問い合わせください。
 Q 原付自転車をインターネットで買いたいと思っています。登録の手続き・ナンバープレートを受け取るにはどこに行けばいいのでしょうか。
 A 原付自転車の登録手続きは、市役所南館1階13番窓口で行っています。必要な書類は次のとおりです。また、必要な書類が整っている場合は、その場でプレートをお渡しできます。
 ◆新車を購入する場合…販売証明書と認印
 ◆中古品販売店から中古品を購入する場合…販売証明書、認印、石擦り(車台番号印字のもの)
 ◆個人から中古品を購入する場合…旧所有者が廃車したときの廃車証明書と認印

【バーベキュー広場】 問い合わせ 公園緑地課 ☎38-2065/FAX38-2163
 Q 芦屋浜の方に「潮芦屋緑地」という広場・施設があり、そこでバーベキューができると聞きましたが、場所・料金など詳しいことがわかりません。教えていただけませんか。
 A バーベキュー広場について回答させていただきます。
 ◆申し込み 予約制。使用日の1カ月前から、総合公園管理事務所(平日・午前9時～午後5時/☎25-2023/FAX25-2026)へ電話またはファクスで申し込んでください。
 ◆利用料金 1回・500円(5人まで)、1,000円(10人まで)、1,500円(15人まで)
 ◆変更・取消し 利用当日の予約時間までにご連絡ください。連絡のない場合は取消し扱いとします。
 ◆利用方法 利用当日に、申請書記入・料金の支払い。テーブルは使用人数で指定します。
 Aテーブル(5～10人)×5/Bテーブル(11～15人)×3
 *テーブルが満席の場合、空きスペースでの利用可能(料金同額)です。
 ◆注意事項 ①直火の使用はできません。
 ②火の後始末は責任をもって行ってください。
 ③器材等は各自でご用意ください。
 ④テントの設営はできません。
 ⑤危険物・ペット類は持ち込めません。
 ⑥ごみ・残飯等はお持ち帰りください。
 ⑦騒音等の迷惑行為はご遠慮ください。



【住民票コード】 問い合わせ 市民課 ☎38-2030/FAX38-2156
 Q 住民票コードが知りたいと思っています。どのような手続きが必要か教えてください。
 A 住民票コードは、平成14年8月ころ、当時在住の市町村から個人へ通知(住所が変わっても住民票コードは変わりません)していました。不明な場合は、「住民票コード入りの住民票」を取っていただく必要があります。ただし、有料となります。
 *住民票コードは大事なものですので、ご本人または同居の親族のかたしか請求できません。手続きには、認印・本人または請求にこられたかたの確認書類(運転免許書、パスポート、健康保険証等のいずれかを提示してください)が必要です。手数料は1通300円です。

【海外から帰国後の住民登録】
 Q 帰国後は、芦屋市に住民登録をしたいと考えています。必要な書類は何でしょうか。
 A 帰国後、芦屋市に住んで14日以内に、芦屋市役所市民課16番窓口へお越しください。手続きに必要なものは、①本市に住むかた全員分のパスポート②世帯主の認印③戸籍謄本および戸籍附票(本籍地が芦屋の場合は不要)④国民年金に加入であったかたは年金手帳をご持参ください。また、手続きに来るかたが本人もしくは家族以外の場合には、「委任状」および「代理人の本人確認資料」が必要です。
 ※今回の事例は、市ホームページ掲載分から抜粋してご紹介しています。

ラポルテ市民サービスコーナー

■窓口ご利用時間
 平日(月～金曜日) 午前10時～午後7時
 土・日・祝日 午前10時～午後5時
 ■休業日 6月21日(木)・7月19日(木)
 ■交付内容 住民票の写し、印鑑証明書、戸籍全部・個人事項証明書、外国人登録原票記載事項証明書、市民税県民税課税証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書等
 【ご注意】土・日・祝日と、平日の午後5時15分以降は、除籍・改製原戸籍謄抄本、税務証明等は受け付けのみで、証明書発行は翌開庁日となります。
 ※各種届出・登録の手続きは、市役所市民課へ。

問い合わせ
 ラポルテ市民サービスコーナー ☎31-3130

ファミリーミュージカル 『人魚姫』

アンデルセン童話の中でも代表的なお話「人魚姫」。今回は美しいミュージカルの舞台として、ご家族でお楽しみください。
 ■日時 8月25日(土)①午前10時30分開演②午後2時開演 ■会場 ルナ・ホール<全席指定> ■料金 前売2,500円(ペア4,000円)、当日3,000円(ペア割引は前売のみ) ■チケット発売所 市民センター事務所・グリル業平、市役所売店、モンテメール大蓋、ローンチケット(Lコード55758)
 ※前売開始は6月20日(水)の予定です。

問い合わせ 市民センター ☎31-4995



日常生活に関する相談	内容	相談日	相談員
行政相談	国や県への苦情・要望・意見など	第3水曜日 午後1時～4時 *受付時間* 午後0時45分～3時30分	行政相談委員
家事相談	親子、夫婦、離婚、相続など	毎週水曜日 午後1時～4時 (要予約)	専門相談委員
弁護士による法律相談	借地・借家、金銭貸借などの日常生活上の法律問題	毎週木曜日 午後1時～4時 (要予約)	弁護士
司法書士による法律相談	登記、多重債務整理、不動産などの法律問題	毎週金曜日 午後1時～4時 *受付時間* 午後0時45分～3時30分	司法書士
公正証書相談	遺言書・契約書・養育費の支払い等の公正証書など	第2火曜日 午後1時～4時 *受付時間* 午後0時45分～3時30分	公証役場公証人

◆知って便利なミニミニ情報◆

■三宮総合労働相談コーナー
 右記と同じ/月/金曜日・午前九時～午後五時/☎〇七八・二二一・八〇八六

■阪神南労働相談・しごと情報広場
 労働相談員/解雇・賃金・退職金等の労働条件や労使関係、セクハラ、いじめ等の相談・再就職支援・職業能力開発情報提供等/月/金曜日(火曜日を除く)/午前九時～午後五時/阪神南果民局☎〇六・四八六八・五〇八三

■西宮総合労働相談コーナー
 右記と同じ/月/金曜日・午前九時～午後五時/西宮労働基準監督署内(西宮地方合同庁舎)☎〇七九八・二六・三七三三

【労働・しごと相談窓口紹介】
 ■総合労働相談(厚生労働省) 総合労働相談員/解雇・配置転換・賃金引下げ等の労働条件やセクハラ、いじめ等の個別労働関係に関する相談等/月/金曜日・午前九時～午後五時/兵庫労働局 総合労働相談コーナー☎〇七八・三六・七〇・八五〇

■西宮総合労働相談センター
 右記と同じ/第三火曜日・午後一時～三時(要予約)/兵庫県民総合相談センター☎〇七八・三六・八五二二

■弁護士による交通事故相談
 弁護士/右に同じ/第三火曜日・午後一時～三時(要予約)/兵庫県民総合相談センター☎〇七八・三六・八五二二

公民館音楽会 六車智香おしゃべりコンサート

恒例となった「六車智香おしゃべりコンサート」。今回は、夏にちなんだ歌とおしゃべりでお楽しみください。
 ■日時 6月30日(土)午後2時～3時45分
 ■会場 市民センター音楽室
 ■出演 六車智香(ソプラノ)、金子正樹(ピアノ)ほか
 ■曲目 夏の思い出/浜辺の歌/君と旅立とう ほか
 ■参加費 500円
 ■申し込み 往復はがきに、住所・氏名・電話番号・参加人数を記入し、6月19日(火)までに下記へ

問い合わせ 公民館 ☎35-0700(〒659-0068 業平町8-24)

第59回 芦屋市展

■会期 6月23日～7月8日<月曜休館>午前10時～午後5時(入館は午後4時30分まで)/※写真部門講評会・6月24日(日)午後3時実施 ■会場 美術博物館 ■応募作品 ①平面(洋画、日本画)②立体(パフォーマンス・インスタレーション含む)③写真 ■搬入 6月17日(日)午前10時～正午・午後1時～3時 ■出品料 1部門(2点以内)・1,500円 ■規格 ①163×163cm以内 ②床面200×200cm以内(屋外展示は不可)③額装等を含めて90×90cm以内(組作品は全体) ■賞 市長賞、市議会議長賞、美術博物館奨励賞ほか ■審査員 鷲見康夫、仲村貞夫、持田総章、山崎つ子、今井祝雄、植松奎二、楓大介、吉野弘章<敬称略>

問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432(〒659-0052 伊勢町12-25)



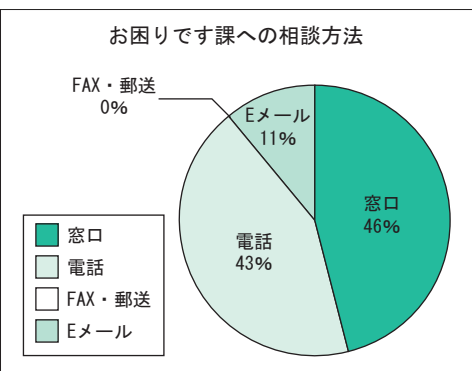
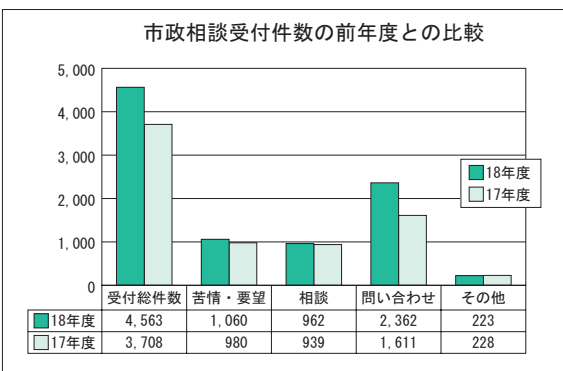
第58回芦屋市展会場風景

お困りです課に寄せられた「市民の皆さんの声」

「問題を抱えて困っている」に相談したときに、お困りです課に相談窓口がわからないなどお困りのかたは、お気軽にお困りです課に相談ください。お困りです課は、行政と市民のパイプ役です。行政で解決ができるものは整理し、担当窓口に取り次ぎます。問題解決の糸口を探す相談窓口として、「お困りです課」をご利用ください。

問い合わせ お困りです課 ☎5401

「親切・ていねい・迅速」をモットーにスタートした「お困りです課」は、開設五年目を迎えました。これまで、多くの市民の皆さんからの「意見・要望・苦情等」をいただいています。昨年度についても受付総件数四千七件の声をお聞かせいただきました。お困りです課に寄せられた「意見等」は各課へ連絡し、迅速な対応ができるように心掛けています。

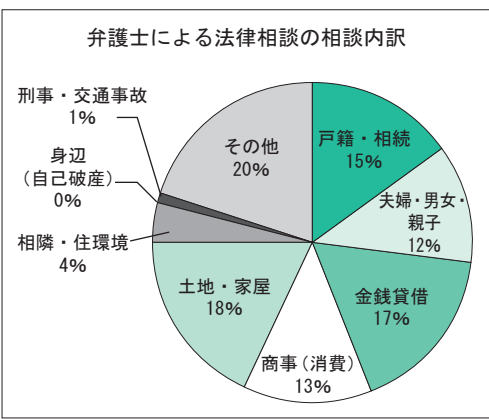


市民相談

平成十八年度市民相談の受付件数は、七百四十八件ありました。内訳は、表①のとおりです。また、相談件数が最も多かった「弁護士による法律相談」について、その相談内容の内訳を一覧表下の円グラフで示しています。

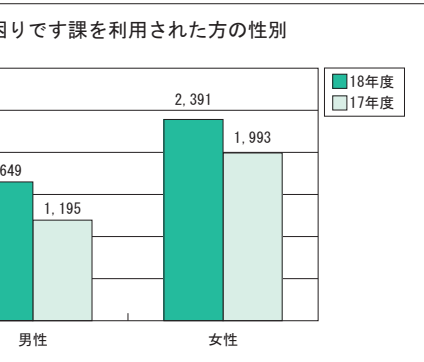
表①

市民相談名	受付件数
行政相談	9件
家事相談	162件
弁護士による法律相談	286件
司法書士による法律相談	234件
公正証書相談	57件



■市への要望の第一位は「道路関係」市に寄せられた要望等の中で最も多かったものは、十七年度より引き続き「道路に関すること」の二百七十五件で、全体の六・一％でした。
 △道路歩道に関すること▽
 道路の舗装・補修のほか、道路の拡幅、標識やミラーの設置についての要望がありました。
 △空き地等の管理に関すること▽
 七件で全体の五・二％でした。私有地の空地の雑草や不法投棄等

■二位は「ごみに関すること」△ごみに関すること▽は、二百三十七件で全体の三三・一％です。「三位」「公園に関すること」では、百三十七件で全体の二二・一％となっています。公園内の遊具への落書き、樹木、雑草の手入れ、トイレの清掃等に関する要望が多くありました。また、犬・猫の糞害対策を求める意見も多く寄せられました。花見、行楽に伴うバーベキューセット、テント・シート等の放置について



また、交通標識や信号機の設置については、警察が所管となりますので、お困りです課から道路課を通して声を届けています。
 △駐輪等自転車に関すること▽
 放置自転車、不法駐輪車の撤去に対する苦情・要望がありました。放置自転車、不法駐輪については、通行の妨げになり、事故にもつながります。市に撤去の依頼がありますが、「自転車等放置禁止区域外」での車両の即日撤去は困難なことから、市民の皆さんの交通マナーによるご協力をお願いしています。

■三位「公園に関すること」△ごみの収集等ごみに関すること▽「ごみステーションへのごみの出し方や不法投棄についても、苦情が多く寄せられています。ごみは、決められた場所・日時をよく確認し、正しく出すようにしてください。また、カラスや猫の食い散らしを防ぐためにも、マナーを守り、正しくごみを出すように、皆さんのご協力をお願いします。」

管理に関する苦情が寄せられました。空地の管理責任者は所有者となっています。放っておくと、雑草が生え茂り、蚊の発生源になります。また、ごみの不法投棄の場所となってしまう。近隣の迷惑とならないように、除草、清掃等適正な管理をお願いします。

◆知って便利なミニミニ情報◆

■市・県国ほかの相談窓口
 「市のその他相談窓口紹介」
 ■労働相談 社会保険労務士/各種労務相談(解雇・賃金不払い等)、各種年金・社会保険相談(労働保険相談/第二祝日の場合は第三月曜日午後一時～四時/随時受け付け)/経済課☎三八・二〇三三
 ■金融相談 国民生活金融公庫/兵庫県信用保証協会/第一(祝日)の場合は第三月曜日/午後一時～四時(随時受け付け)/経済課☎三八・二〇三三
 ■消費生活相談 専門相談員/商品やサービスの苦情、悪質商法等トラブル、事業者との契約、くらしに関する疑問等/月/金曜日・午前九時～正午、午後〇時四十五分～午後四時/消費者生活センター☎三八・二〇三四